

電気工事業の【開始通知(みなし通知)】手続

これは、みなし通知に該当する方が、新たに電気工事を行う際にお読みいただくものです。

建設業許可をお持ちでない方、一般用電気工作物の工事を行う方は別の手続になります。

(参考1) 電気工事業とは？

「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を設置、変更する工事を業として営むことです。

一般用電気工作物 ... 電気事業者等から 600V 以下で受電する電気工作物

例：一般住宅等の屋内外配線及び設備

自家用電気工作物 ... 電気事業者等から 600V 超で受電する電気工作物

例：ビル・工場等のキュービクル本体及び 2 次側

ただし、電気工事業法の手続が必要とされる範囲は、

「受電電力容量が 50kW 以上 500kW 未満の設備」です。

「電気工事」の範囲は広く、手続がないこともあります。

上のいずれの工作物に該当するか不明な場合は、化学保安課にお問合せください。

(参考2) 電気工事業を行う際の手続区分

手続区分は、電気工事の種類や建設業許可の有無によって、下表のとおりになります。

一般用電気工作物	建設業許可	区分
やる	ない	登録
やる	ある	届出
やらない	ない	通知
やらない	ある	みなし通知

これは、「みなし通知」に該当する事業者向けのお知らせです。

1 みなし通知の要件

みなし通知に当たっては、次の要件を満たしていることが求められます。

(1) 事業者が登録拒否要件に該当しないこと。

電気工事業法、電気工事士法及び電気用品安全法に違反したことがある場合は、登録できないことがあります。

(2) 工事後の確認用の検査器具を営業所に備え付けていること。

電気工事が適正に施工されたかどうかを検査するための器具を営業所に備え付けなければなりません。

自家用電気工作物の工事を行う場合は から までが必要です。

器具名	備考
絶縁抵抗計	
接地抵抗計	
抵抗及び交流電圧を測定できる回路計	
低圧検電器	
高圧検電器	
継電器試験装置	借用・計測依頼等に対応することもできます。
絶縁耐力試験装置	

2 費用

無料

3 提出書類

- (1) 電気工事業開始通知書（様式第21）
- (2) 誓約書
- (3) 備付器具調書
- (4) 標識仕様書
- (5) 住民票抄本（通知者が個人の場合）
- (6) 登記事項証明書（通知者が法人の場合）
- (7) 建設業許可通知書の写し

自家用電気工作物の工事に従事可能な者であることを確認する書類として、第一種電気工事士免状 又は 認定電気工事従事者認定証の写しも併せて提出してください。

4 注意事項

- (1) 提出書類は、A 4 サイズで1部作成してください。
- (2) A 4 サイズの厚紙で作成した通知受理通知書を後日送付しますので、信書を送ることが可能で到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）の返信用封筒（通知受理通知書を折ることなく封入できるもの）を同封してください。
- (3) 提出書類の控えが必要な場合は、提出書類の写しを1部作成し、同封してください。審査終了後、收受印を押印し通知受理通知書とともに返送します。
- (4) 提出書類に不備・不足がある場合、ファクシミリ又はメールでお知らせします。お手元に控えを1部、残すようにしてください。
- (5) 第一種電気工事士免状の写しは、法定講習の受講履歴が確認できる部分も添付してください。
- (6) 住民票抄本（又は登記事項証明書）は申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。なお、住民票は、個人番号が記載されていないものに限りません。
- (7) 登録や届出、通知からみなし通知に区分を変更する場合は、廃止届も必要です。その場合は、旧登録証（又は届出受理通知書・通知受理通知書）原本を添付してください。

5 通知手続後

通知書收受後、約2週間で「通知受理通知書」を送付します。
通知事項に変更が生じた場合は、変更通知書を提出してください。

6 提出方法・問合せ先

(1) 提出方法

提出書類を埼玉県危機管理防災部化学保安課へ郵送で提出

信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。（メール便、宅配便は信書を送付できないため不可。）

書類到達の確認に関するお問合せには、対応しておりません。

(2) 郵送先

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 危機管理防災センター1階

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

(3) お問合せ先

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

TEL 048-830-8435

FAX 048-830-8444

メール a2970-04@pref.saitama.lg.jp

通知書作成上の注意点

【 氏名又は名称 】

個人事業者が通知する場合

通知者の氏名を、住民票に記載されているとおりに記入してください。

いわゆる「屋号」は記入できません。

法人が通知する場合

法人名を、登記事項証明書に記載されている商号のとおりに入力してください。

代表者の氏名を、登記事項証明書に記載されているとおりに記入してください。

【 住所 】

個人事業者が通知する場合

通知者の住所を、住民票に記載されているとおりに入力してください。

法人が通知する場合

登記事項証明書の「本店」欄に記載されているとおりに入力してください。

【 営業所の名称・所在地 】

電気工事を行う営業所の名称・所在地を入力してください。

営業所とは、名称に関係なく実態として、電気工事の施工の管理を行っている店舗のことを指します。電気工事の契約の締結や経営管理のみを行い、具体的な電気工事に関する管理を全て他の組織等に行わせている店舗は該当しません。

個人事業者の場合は営業所の名称に、いわゆる「屋号」を入力できます。